

昇降機製品事故等報告制度 の導入について

昇降機製品事故等報告制度導入の主旨と概要

社団法人 日本エレベータ協会
業務委員会 臼坂信二

1)エレベーターの安全確保について 中間報告 (抜粋)

— 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会 —

3. 今後講ずべき施策

(1)設置時の安全確保のための施策

……、設置後において、設計・製造上の欠陥により事故や不具合が発生する可能性もあることから、このような**設計・製造上の欠陥による事故**が発生した場合の**被害拡大・再発防止策**として、いわゆる**リコール的な仕組み**(製造業者等が欠陥を把握した時点で行政への報告等を行うとともに行政から製造業者等に対して指示・命令等を行うことができる仕組み)の導入も視野に、現行の法体系における違反是正措置との関係や実効性の確保等の観点から総合的な検討が必要である。

1.2 背景(2)

2)改正消費生活用製品安全法

— 2006年12月公布済

<改正の目的>

消費生活用品に係わる**製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置**を新設、製品事故の再発防止を図る。

改正の概要

重大製品事故発生

- ①死亡事故
- ②重傷病事故、後遺障害事故
- ③一酸化炭素中毒事故
- ④火災(消防が確認したもの)

製造業者
輸入業者の
事故報告

- ①消費生活用品の名称、型式
- ②重大製品事故の内容
- ③製造・輸入・販売数量他

主務大臣
(経済産業大臣)
による公表

- [第1ステップ]報告から1週間以内に
①製品一般名、②事故概要、③受理日、④事故発生日を公表
- [第2ステップ]事故情報を分析、必要があると認めるときは、⑤製造業者又は輸入業者名、⑥機種・型式名、⑦再発防止策なども公表

主務大臣
(経済産業大臣)
による命令

報告徴収、立入り検査を行い、危害の発生及び拡大を防止する為必要と認めるときは、製品回収等の「**危害防止命令**」等を、報告不履行に関しては「**体制整備命令**」を発動